

# 計量制度見直しについて

## ＜政省令改正にともなう自動はかりの検定実施＞

### (令和元年6月版)

令和元年6月

経済産業省

産業技術環境局

計量行政室

# **1. 計量制度の概要**

**(我が国の計量に関する法制度について)**

# 1-1. 計量法の目的と制度の体系について

計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保することにより、経済の発展及び文化の向上に寄与

## 計量の基準を定める

### 計量単位の統一（計量単位に関する規制）

計量の基準としての計量単位  
「国際単位系：S I」の導入



取引又は証明における計量を行う際に、  
その使用を義務づけ

### 計量標準の供給（計量標準供給制度）

計量の正確性の確保



国家計量標準である特定標準器等への  
遡及による担保

## 適正な計量の実施を確保する

### 適正な計量の実施

- ・商品量目制度
- ・定期検査制度
- ・計量証明事業制度
- ・計量証明検査制度

### 自主的計量管理の推進

- ・計量士制度
- ・適正計量管理事業所制度

### 正確な特定計量器等の供給

- ・届出製造事業者制度等
- ・検定制度
- ・型式承認制度
- ・指定製造事業者制度
- ・基準器検査制度

### 法制度の的確な執行

- ・報告徴収
  - ・立入検査
  - ・計量行政審議会
- 等

# 1 - 2. 特定計量器とは ～適正計量の実施を確保するための計量器の規制～

計量器<sup>注</sup>のうち、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器（例：体温計、血圧計など）について、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定める計量器を「**特定計量器**」という。

特定計量器は、原則として「**検定**」に合格しないと取引・証明に使うことはできない。

注：「計量器」とは、「長さ」、「質量」、「時間」等「計量」の対象となる量（「物象の状態の量」）を計るための器具、機械又は装置

## 特定計量器

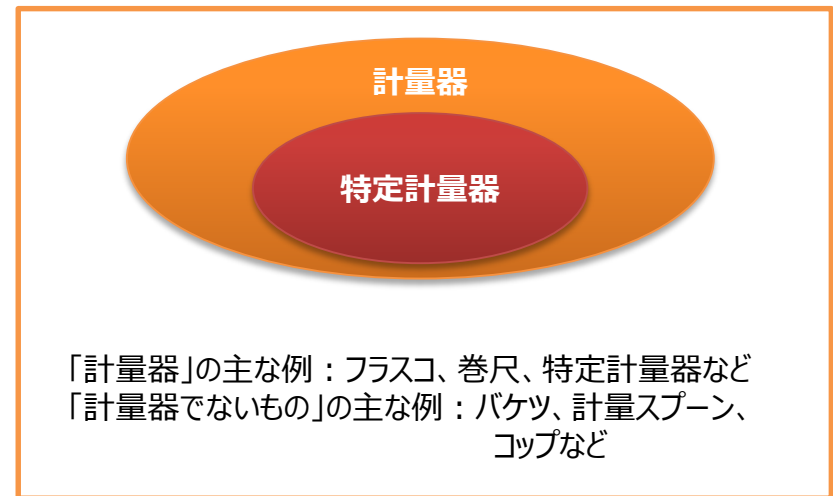
タクシメーター  
質量計（非自動はかり、自動はかり、分銅等）  
温度計（ガラス製温度計、抵抗体温計等）  
体積計（水道メーター、燃料油メーター等）  
積算熱量計、電力量計、照度計、騒音計、  
振動レベル計など18品目

## 使用規制

使用者は、取引・証明に特定計量器を用いるときは、原則として検定に合格したことを示す検定証印が付されたものを用いなければならない。

## 罰則

違反した場合は、罰則として6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられる。

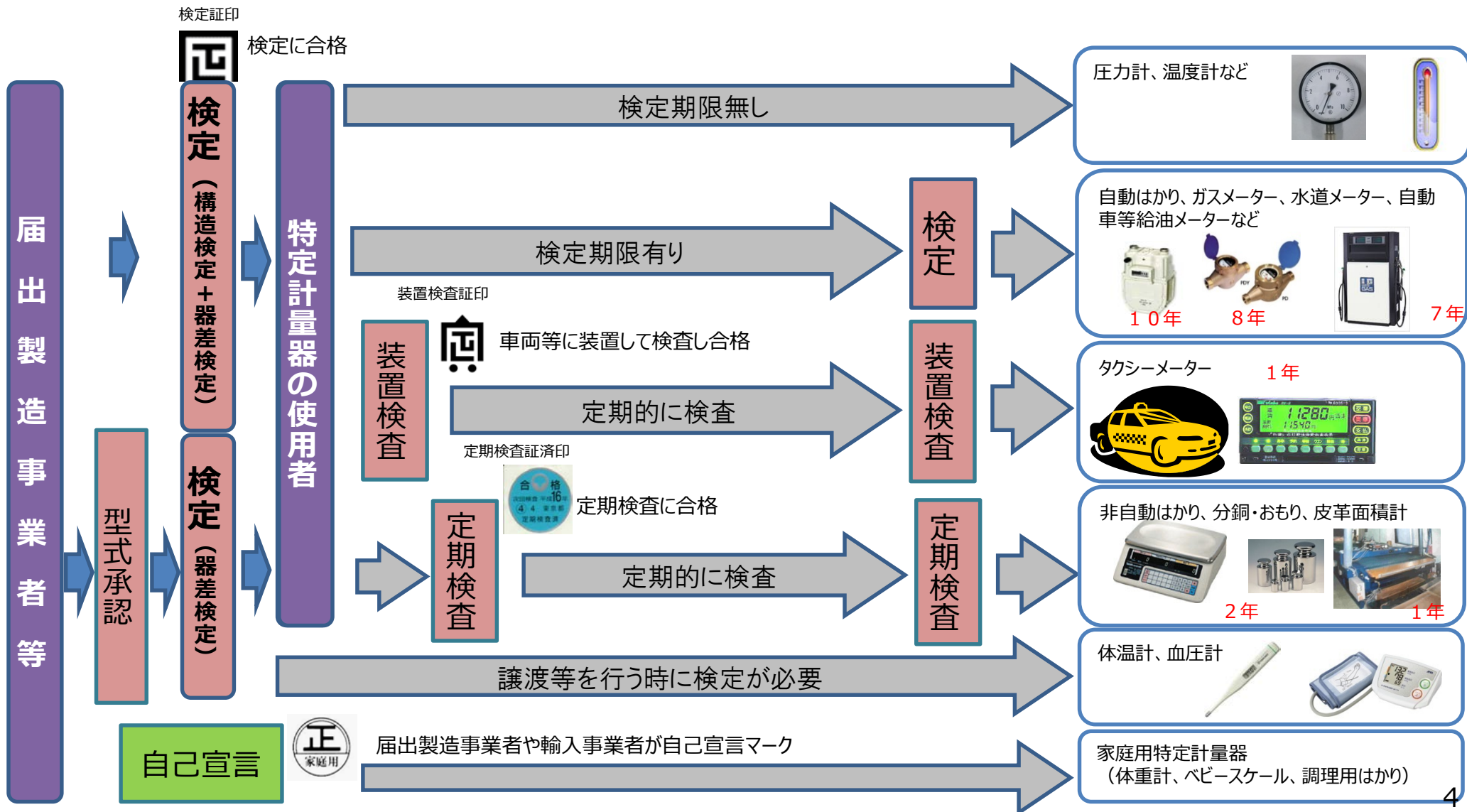


# 1-3. 特定計量器の検定・検査義務

※地方自治体、国、自治体が認めた機関等が検定・検査し、合格したものに証印

特定計量器は、次の検定・検査の技術基準に合格し、証印が付されたものでなければ、原則、取引・証明に使用できない。

①**構造基準** 表記事項（製造年、製造事業者名、目量、ひょう量など）、材質、性能（耐久性、耐環境、電磁環境など） ②**器差（許容誤差）**



## 2. 計量制度見直しの概要

## 2-1 計量制度見直しの経緯

2016年 (平成28年)	2月～3月	「計量制度に関する課題検討会」(3回開催) (事業者等からの要望及び論点整理)	自動はかりの使用者に該当する 関係省庁への説明・業界団体へ の説明会等を実施
	5月～8月	計量行政審議会(総会(2回)、基本部会(3回)開催) 見直しの方向性を答申(案)としてとりまとめ(消費者等有識者を含めて審議)	
	9月～10月	審議会答申(案)パブリックコメント	
	11月1日	<b>計量行政審議会答申とりまとめ</b>	
2017年 (平成29年)	4月～5月	政令改正案パブリックコメント	
	6月21日	<b>政令公布</b>	
	7～8月	省令改正案パブリックコメント①	
	9月22日	<b>省令公布①</b>	
2018年 (平成30年)	2月～3月	省令改正案パブリックコメント②	
	3月30日	<b>省令公布②</b>	
	5月～6月	省令改正案パブリックコメント③	
	9月6日	<b>省令公布③</b>	
2019年 (平成31年・ 令和元年)	2月～3月	政令・省令改正案パブリックコメント④	
	3月25日	<b>政令公布②</b>	
	3月29日	<b>省令公布④</b> ／今後も政省令改正を段階的に行う	

○「計量行政審議会 答申(今後の計量行政の在り方－次なる10年に向けて)」(平成28年11月1日とりまとめ)

[http://www.meti.go.jp/committee/keiryogyosei/pdf/report001\\_01.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/keiryogyosei/pdf/report001_01.pdf)

## 2-2 計量行政審議会 答申〈概要〉 計量制度見直しの論点 - 3つの視点 -

我が国の計量制度は、昭和26年の計量法制定以降、各時代の要請に適切に対応しつつ変遷してきており、我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保し、安全・安心の基盤として機能。

今般、計量行政における実態を踏まえ、改善が必要と考えられる計量制度見直しの21の論点を、以下の3つの視点から整理し、見直しの方向性を検討。

### 視点1：民間事業者の参入の促進

適正計量の信頼性を確保しつつ、製品開発、試験評価、品質管理などにおいて高い技術力を有する民間の製造事業者・試験所等の参入や計量士の活用を促進するための見直しを検討する。

#### ・論点1

計量器開発の効率化  
(型式承認における試験成績書受入れ)

#### ・論点2

国が検定実施を認めている指定検定機関への民間事業者参入の促進

論点例

### 視点2：技術革新、社会的環境変化への対応

計量器の技術革新、計量制度をとりまく社会的環境変化に対応し、規制対象の見直し・新たな規制の導入等を検討する。

#### ・論点8

特定計量器として規制することを検討すべき計量器

### 視点3：規制範囲・規定事項等の 再整理・明確化

現在の規制に関して、その範囲・規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとするための措置を図る。

#### ・論点16

検定証印・定期検査済証印等の  
年号表記及び表示方法の統一

#### ・論点19

特殊容器使用可能商品の追加



# 2-3 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令について

## <改正の概要>

公布日：平成29年6月21日 施行日：平成29年10月1日  
 (ただし、(2)特殊容器使用商品の追加に関する改正は、公布の日に行う。)

### (1) 従来から検定を行っている質量計において 自動はかりも新たに検定を実施

#### ① 特定計量器【施行令第2条関係】

「自動はかり」を特定計量器とする

#### ② 使用の制限の特例【施行令第5条関係】

「ホッパースケール」「充填用自動はかり」「コンベヤスケール」「自動捕捉式はかり」の4器種を検定の対象へ

#### ③ 指定検定機関の指定の区分の追加【施行令第26条関係】

指定検定機関の区分は器種ごと（4器種）に指定可能

#### ④ 検定証印等の有効期間の設定【施行令別表第3関係】



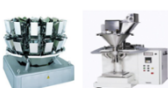
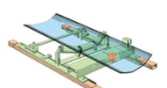
有効期間は2年。

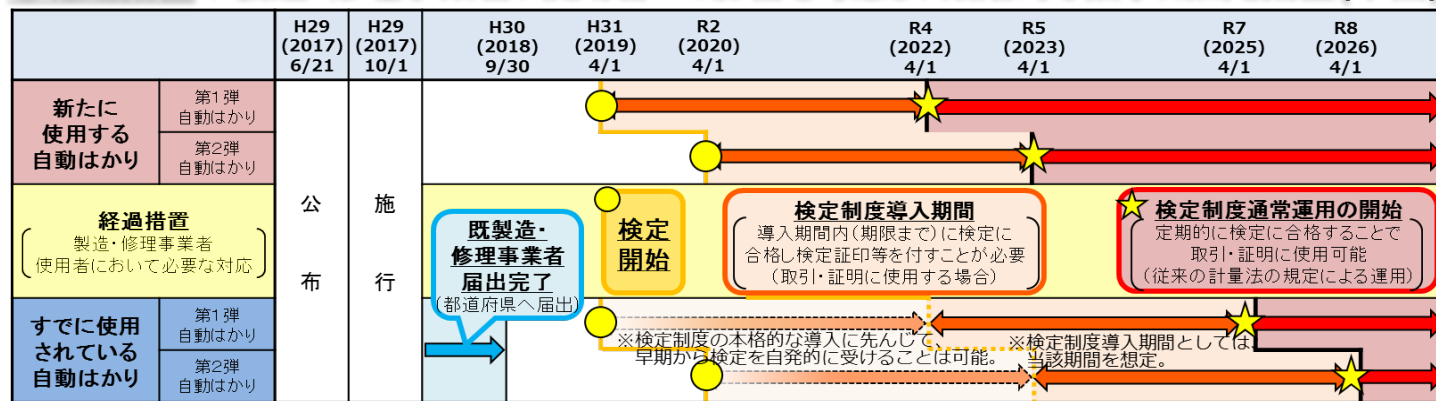
ただし、適正計量管理事業所が使用する自動はかりは6年。

#### ⑤ 検定の申請書の提出先に関する措置【施行令別表第4関係】

産業技術総合研究所又は指定検定機関に申請可能

#### ⑥ 経過措置：製造・修理事業者、使用者への影響を考慮し、段階的な猶予期間を措置(下図)

第1弾自動はかり	第2弾自動はかり
	
自動捕捉式はかり	ホッパースケール
第2弾自動はかり	第2弾自動はかり
	
充填用自動はかり	コンベヤスケール

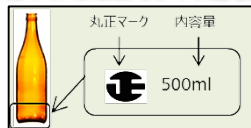


### (2) 特殊容器の使用可能商品の追加

【施行令第8条関係】

特殊容器の使用可能商品のうち、酒類について、酒税法で規定された酒類の定義にあわせる改正

※発泡酒などの酒類が新たに使用可能に。



### (3) 国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う型式承認手数料の見直し

#### ① 申請者が試験成績書を添付した場合の手数料の減額措置【手数料令第4条関係】

要件を満足した試験成績書を添付した場合における手数料の減額措置

#### ② 電子化・情報化等の技術革新等に伴う試験項目の見直し【手数料令別表第4関係】：

一律金額を一部見直し、必要な試験項目の手数料を合算方式へ

#### (4) その他：平成5年令制定時における非自動はかり等の定期検査の免除期間特例措置の廃止

(表示年月が平成31年3月以前の検定証印等が付されたもの(定期検査済証印又は計量証明検査済証印が付されたものを除く)の特例措置とする)等

## 2-4 計量法施行規則の一部を改正する省令等について

＜改正の概要＞ 公布日：平成29年9月22日

### **(1) 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加**【施行日：平成30年4月1日（自動はかりの区分は別の日に施行）】

#### ① 器差検定を中心とした指定検定機関の指定申請が可能に

##### ＜区分＞

- ・非自動はかり
- ・自動はかり（4器種）
- ・燃料油メーター（一部のもの）

##### ＜固有の要件＞

- ・一般計量士3名以上含む6名以上で要件を満たす者が検定を実施
- ・地域ブロックでの指定が可能など

#### ② 指定検定機関の中立性・独立性の担保

中立性・独立性を担保する観点から基準を規定

- ・検定を受ける者が指定検定機関の親法人でないこと
- ・検定の実施部門が部門として独立し、役員・職員は、検定の実施部門と検定を受ける者の検定に影響を与える他の部門を兼ねないこと、など

### **(2) 自動はかりに関する所要の見直し**【施行日：平成29年10月1日】

#### ① 製造及び修理事業の届出区分に自動はかりの区分を5項目追加

- ・ホッパースケール
- ・充填用自動はかり
- ・コンベヤスケール
- ・自動捕捉式はかり
- ・その他の自動はかり

#### ② 経過措置

すでに使用されている自動はかりについては、その旨の証を検定時に検定証印にあわせて付する（※構造検定の一部を省略予定）

- ・自動捕捉式はかり：令和7年(2025年)3月31日までに付する
- ・ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール：令和8年(2026年)3月31日までに付する

#### ③ 自動はかりを使用するすべての適正計量管理事業所での届出

計量管理の方法等の届出が必要なため、一定の届出期間を設定

### **(3) 型式承認の試験成績書の受入れ**【施行日：平成29年10月1日】

産業技術総合研究所が行っている型式承認において、以下①・②のいずれかが発行した試験成績書の全部又は一部を書面の審査として受入れ可能に

- ① NITEによるISO/IEC17025の認定を受けた試験所(非自動はかり)
- ② OIML加盟国の型式承認機関(非自動はかり及び燃料油メーター)  
(※あわせて、試験成績書を添付した場合の減額について規定)

### **(4) 一般計量士の資格認定コースの実務経験期間の短縮**

資格認定に必要な実務経験期間を、現行の5年から、最短2年（質量に係る計量）とする。

### **(5) 電磁的記録媒体による提出の導入**

JCSS、MLAP、その他計量法関連における申請手続において、CD-R、DVD-Rによる提出が可能に

### **(6) 検定証印等の年号表記及び表示方法統一**

- ・和暦表記を改め、西暦表記へ（平成31年に西暦へ統一）
- ・自治体等ははり付け印を選択可能に、指定検定機関ははりつけ印へ移行

### **(7) 指定製造事業者へのISO9001の活用**

指定製造事業者の指定における品質管理基準をISO9001へ整合、指定に際しISO9001認証結果の活用が可能に

### **(※その他の省令改正（下記の事項等を改正）**

- ・基準器検査の申請の際に添付できるJCSS校正証明書の有効期間（30日以内）を明確化
- ・JCSS登録区分「時間及び周波数」に「回転速度」を追加

## 2-5 計量法施行規則の一部を改正する省令等 〈改正の概要〉 公布日：平成30年3月30日、平成30年9月6日

### 公布日：平成30年3月30日

#### (1) 検定証印等の西暦年数十位以下の数字による表示方法

- ・ 検定証印等の年号表記について、「'（アポストロフィ）と西暦年数十位以下の数字による表記を認める。
- ・ 装置検査証印の年号表記について、西暦表記のみとし、「'（アポストロフィ）と西暦年数十位以下の数字による表記を認める。 ※平成30年12月31日までに付された表示は、改正省令施行後も従前のとおり。

#### (2) 検定証印及基準適合証印のはりつけ印の様式

- ・ 検定証印及び基準適合証印をはりつけ印により付する場合の様式を告示で制定。 等

#### (3) 指定検定機関の指定の申請書の添付書類の追加【施行日：平成30年4月1日】

- ・ 指定検定機関の指定の申請をしようとする者が申請書に添付する書類に、検定管理責任者の氏名、当該者が産総研の実施する講習を修了した旨及び修了年月日を記載した書類を追加するよう規定。

#### (4) 校正に関する用語の国際整合化

- ・ 計量法第143条に基づき登録された校正事業者の校正能力を示す「最高測定能力」（the Best Measurement Capability）を「校正測定能力」（the Calibration and Measurement Capability）に改正。

### 公布日：平成30年9月6日

#### (1) 計量証明事業者が保有しなければならない機器等の見直し【施行日：平成31年2月1日】

- ・ 計量証明事業者が保有しなければならない機器等について、事業者の事業範囲等によって例外的に保有することを要しない旨を規定し、これに該当する場合を告示に制定。
- ・ 技術進歩等により普及した機器等を計量証明事業者が保有しなければならない機器等に追加。
- ・ 音圧レベル校正器について、騒音計の検則の改正に応じ必要となる性能のものを追加。等

#### (2) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律への対応等【施行日：公布日又は平成31年2月1日】

- ・ ガラス製温度計、ガラス製体温計、密度浮ひよう、電気式アネロイド型血圧計及び浮ひよう型比重計の技術基準として引用されているJISが水銀汚染防止法へ対応するために改正されたことに伴い、検則で引用しているJISの年号を改正。
- ・ 「血圧計用基準圧力計」を基準器として新しく追加。
- ・ 密度基準器、濃度基準器及び比重基準器について、技術基準及び検査手数料を改正。 等

#### (3) 校正事業者の登録に係る区分の追加

- ・ 校正事業者の登録に係る区分に「速さ」を追加。

## 2-6 計量法関係手数料令の一部改正／計量法施行規則の一部改正等について ＜改正の概要＞ 公布日：平成31年3月25日、3月29日

### ①計量法関係手数料令の改正（公布日：平成31年3月25日、施行日：平成31年4月1日）

#### 自動捕捉式はかりの検定及び型式承認手数料を規定

- ・平成29年に特定計量器に追加した自動はかりのうち、平成31年4月1日より検定が開始される「自動捕捉式はかり」について、産業技術総合研究所が行う場合の検定及び型式承認の手数料を規定。

### ②各省令の改正（公布日：平成31年3月29日、施行日：平成31年4月1日（※一部は公布日施行））

#### (1)自動はかりに係る所要の措置

##### ①自動捕捉式はかりの修理の範囲を規定。

自動捕捉式はかりに係る軽微な修理及び簡易修理の範囲を規定。【計量法施行規則の改正】

##### ②自動捕捉式はかりの技術基準等の規定。

- ・自動捕捉式はかりの技術基準としてJISを引用。
- ・自動はかりの検定受検者より、検定に使用する材料や機器等の提供を求めることができる。等

【特定計量器検定検査規則の改正】

③適正計量管理事業所で使用する自動はかりとそれ以外の自動はかりの検定証印に付する有効期間の表示についての様式を明確化。 【告示の改正】

#### (2)指定検定機関が保有すべき器具の見直し

器差検定を中心に行う指定検定機関のうち、非自動はかりの指定区分により指定を受ける機関について、検定に用いる器具等を見直し。

【機関等省令の改正】

## **3. 自動はかりの検定実施**

## 3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

### ①特定計量器への追加【施行令第2条関係】

適正な計量の実施を確保するため、「自動はかり」を特定計量器へ追加

### ②使用の制限の特例【施行令第5条関係】

国際法定計量機関（OIML）において検定の技術基準が整備・確立し、かつ国内に流通量が多い**ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール及び自動捕捉式はかり**の4器種を検定の対象とする。

※検定の対象となるのは取引又は証明に用いられているものに限る。

名称	ホッパースケール	充填用自動はかり	コンベヤスケール	自動捕捉式はかり
主な計量対象	穀物類、配合飼料等	食品、粉体、飼料、薬品等 (小容量)	鉱物類、穀物類、飼料等	加工食品、飲料、薬品等
特徴	各種原料等をホッパーに流入している状態で質量を計量し、一定量（設定値）に達すると、ホッパーから下流へ排出	各種原材料及び製品を、一定の質量に分割して袋、缶、箱などの容器に充填（ランダムな質量を取捨選択して目的の質量にするタイプもある）	ベルトコンベヤで連続輸送される原料及び製品の受渡しの際に計量	箱、袋、缶などの形態で計量を行う。欠品等の判別や異物混入を選別する機能も備えている
具体例				

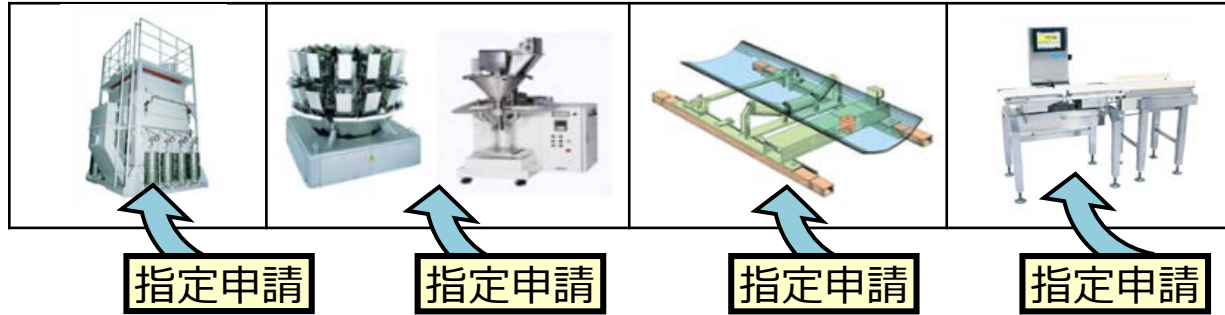
# 3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

## ③指定検定機関の指定の区分の追加

【施行令第26条関係】

指定検定機関の区分は

- ・ホップスケール
- ・充填用自動はかり
- ・コンベヤスケール
- ・自動捕捉式はかり の4器種それぞれの項目を設ける。



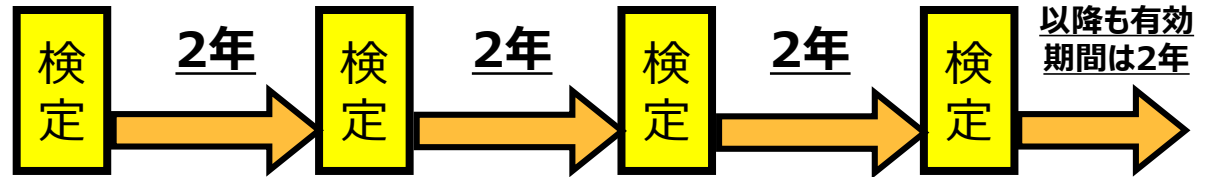
## ④検定証印等の有効期間の設定【施行令別表第3関係】

自動はかりの検定の**有効期間を2年**と設定。

ただし、**適正計量管理事業所**が使用する自動はかりの有効期間は**6年**とする。

（※修理後等は有効期間によらず従来通り検定が必要）

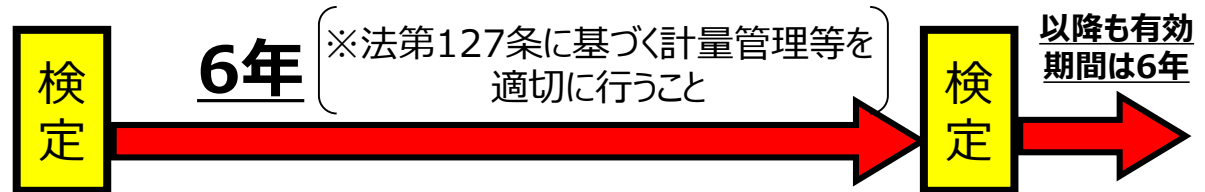
一般的な事業所



適正計量管理事業所



※特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものとして指定された事業所



※有効期間の起算日は、検定を行った日の翌年度の4月1日

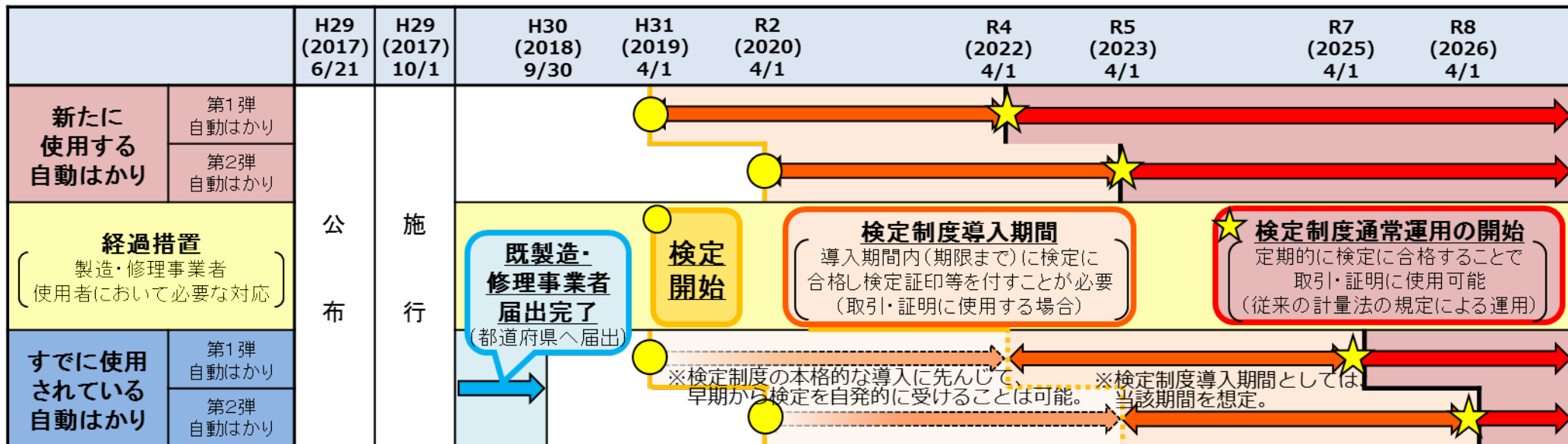
## ⑤検定の申請書の提出先に関する措置【施行令別表第4関係】

検定実施主体は**産業技術総合研究所**、**指定検定機関**を規定。

（型式承認を行う産総研、器差検定を中心に行う指定検定機関）

# 3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

⑥経過措置：製造・修理事業者、使用者への影響を考慮し、段階的な猶予期間を措置



**既製造・修理事業者届出完了**

すでに自動はかりの製造（修理）を行っている事業者は、  
**平成30年（2018年）9月30日までに届出書を都道府県に提出**

**検定制度導入期間**

検定開始(第1弾：平成31年（2019年）4月1日、第2弾：令和2年（2020年）4月1日)後、各自動はかりごとに定められた検定制度導入期間内に検定の合格が必要  
※(再掲)検定有効期間：2年（適正計量管理事業所で使用のものは6年）

新たに使用する自動はかり：

**令和4年（2022年）3月31日まで（第1弾）、令和5年（2023年）3月31日まで（第2弾）**

すでに使用されている自動はかり：

**令和7年（2025年）3月31日まで（第1弾）、令和8年（2026年）3月31日まで（第2弾）**

(※上記期間を経過後は、通常の特定制量器の扱い)

**検定制度通常運用の開始**

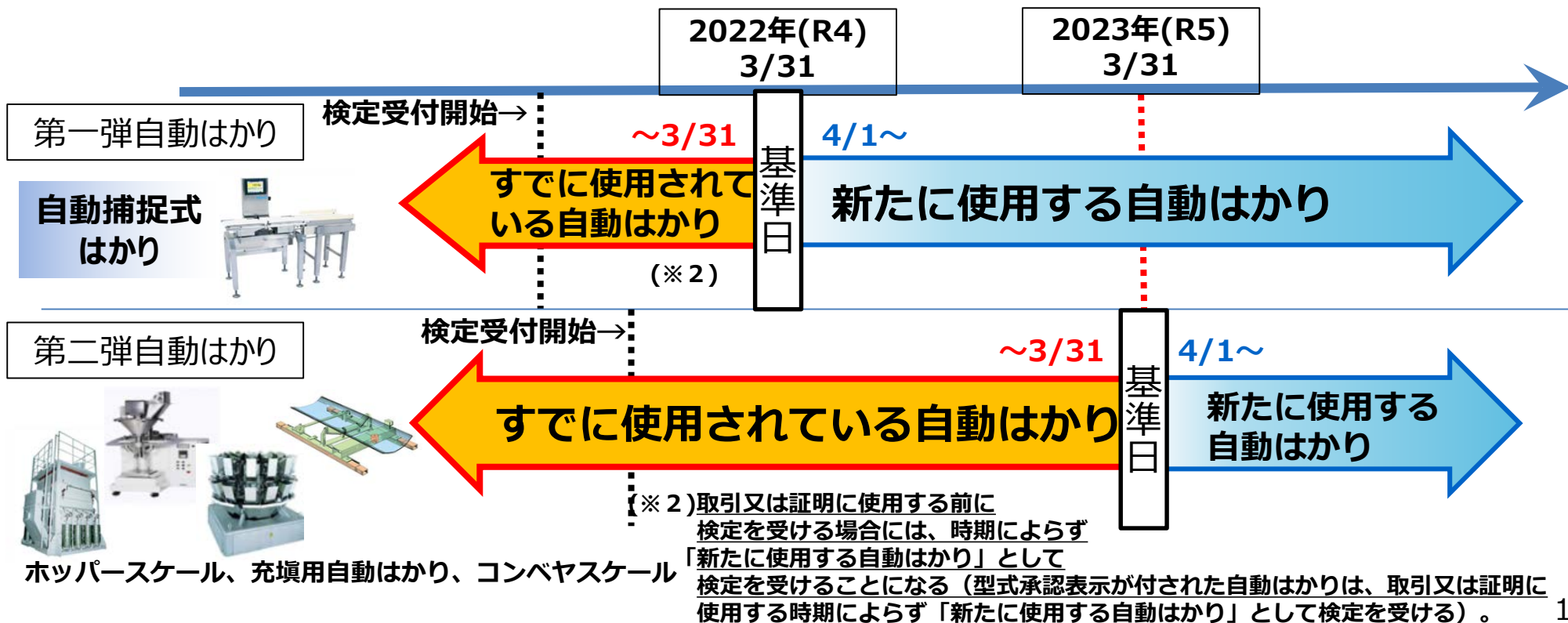


# 3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

## 『新たに使用する』と『すでに使用されている』の判別基準



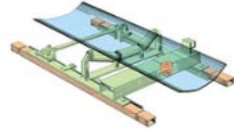


①検定証印が付されておらず、②下記基準日より以前に取引又は証明に使用していれば、「すでに使用されている自動はかり」。それ以外の場合は、「新たに使用する自動はかり」になる。(※1)

(※1)一度、「すでに使用されている自動はかり」として検定を受けた場合、右の確認済証が付され、以降も「すでに使用されている自動はかり」として扱われる。



# 3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

施行日：平成29年10月1日

	ホッパースケール 	充填用自動はかり 	コンベヤスケール 	自動捕捉式はかり 	その他の自動はかり
製造及び修理事業の届出区分に追加	○	○	○	○	○
※原則として、取引又は証明に使用しているかどうかに関わらず、製造・修理の届出を行ってください					
検定実施(政令規定)	○	○	○	○	—
経過措置 (確認済証) → 	既に使用されている自動はかりについて、以下の期日までに検定を施し、確認済証を付す				—
		令和8年(2026年) 3月31日まで		令和7年(2025年) 3月31日まで	
適正計量管理事業所(適管)での届出	○	○	○	○	○
経過措置	既に適管の指定を受けている事業所で自動はかりを使用している場合、検定開始日(※)から右に示す期日までに、特定計量器の追加にともなう変更届を提出				
		令和8年(2026年) 3月31日まで		令和7年(2025年) 3月31日まで	令和8年(2026年) 3月31日まで

※その他の自動はかりについては、平成31年（2019年）4月1日から

## 3-1 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

### (参考) 自動はかり実態調査

平成29年10～12月にかけて、(株)三菱総合研究所に委託し、自動はかり実態調査を実施いたしました。業界団体・事業者の皆様におかれましては、多大なるご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

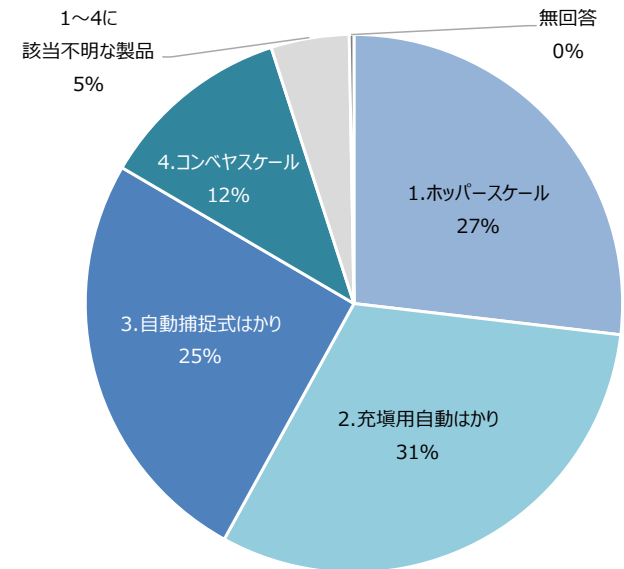
#### ○自動はかり実態調査

全国に存在する自動はかりの器種別台数・使用状況等の把握を目的として実施。

※主に自動はかり使用者に相当すると考えられる全国の事業者（各業界団体加盟）が調査対象。

全回答事業者数	2,502社 ※うち、自動はかりを保有している企業：1053社
回答のあった自動はかりの台数	32,356台

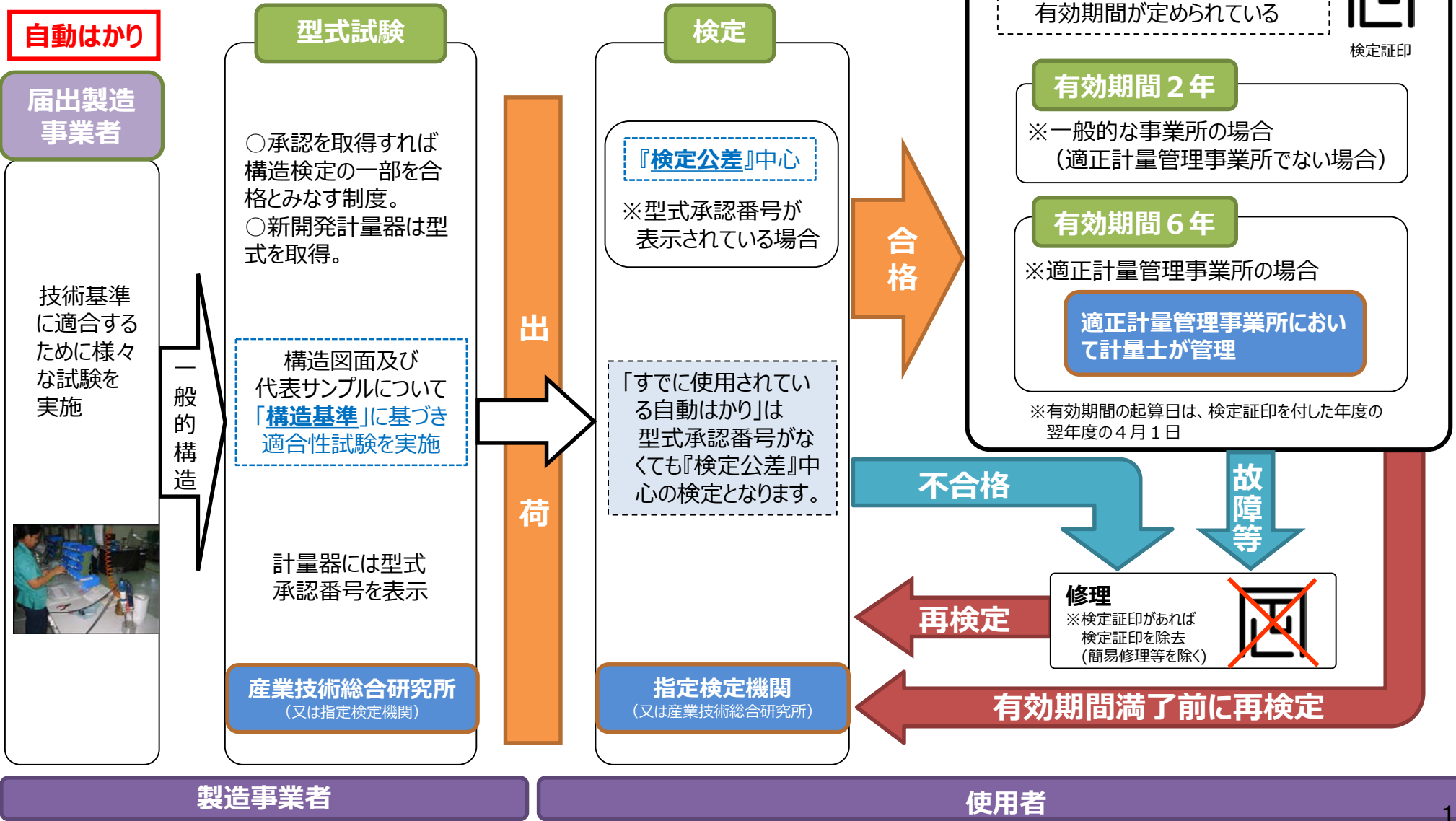
自動はかり全体に占める器種別の割合



※全国に所在するすべての自動はかりを網羅しているわけではありません。

## 3-2 特定計量器の検定等の流れ（自動はかり）

### 一般的な「自動はかり」の検定の枠組み



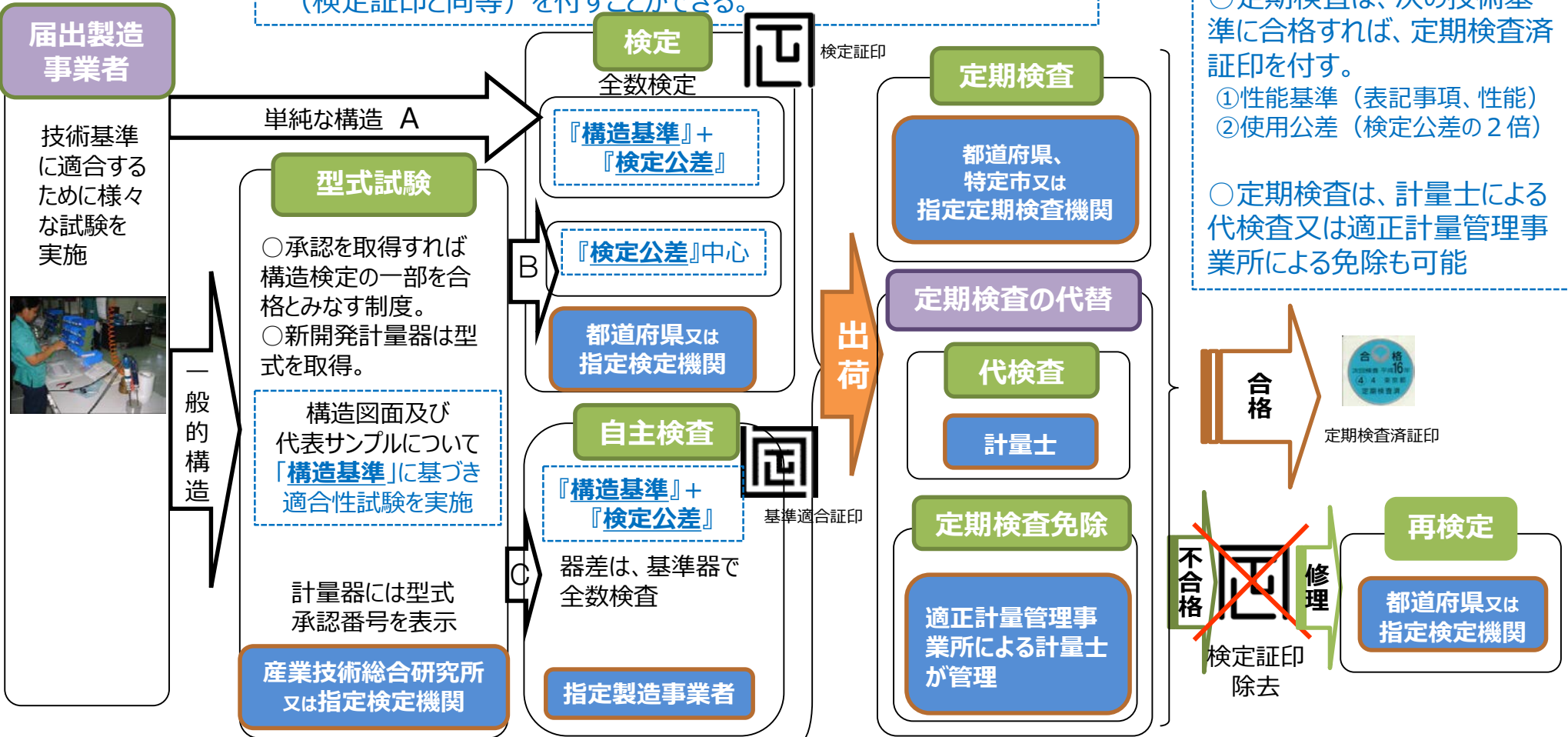
# (参考) 特定計量器の検定等の流れ (例: 非自動はかり)

特定計量器は、次の検定・検査の技術基準に合格し、証印が付されたものでなければ、原則、取引・証明に使用できない。

- ① **構造基準** 表記事項 (製造年など)、材質、性能 (耐久性、耐環境、電磁環境など)
- ② **器差が検定公差 (許容誤差) 以内であること**

## 非自動はかり

○指定製造事業者は、自主検査で合格すれば、自ら基準適合証印 (検定証印と同等) を付すことができる。



# (参考) 特定計量器の検定等の流れ (非自動はかりと自動はかりの違い)

## ※「非自動はかり」と「自動はかり」の検定等の枠組みの違い

自動はかり

届出製造事業者

技術基準に適合するために様々な試験を実施



一般的構造

単純な構造 A

型式試験

- 承認を取得すれば構造検定の一部を合格とみなす制度。
- 新開発計量器は型式を取得。

構造図面及び代表サンプルについて「構造基準」に基づき適合性試験を実施

計量器には型式承認番号を表示

産業技術総合研究所  
又は指定検定機関

検定

全数検定

『構造基準』+『検定公差』

『検定公差』中心

自主検査

『構造基準』+『検定公差』

器差は、基準器で全数検査

指定製造事業者

検定

3 定期検査

都道府県、  
特定市又は  
指定定期検査機関

定期検査の代替

代検査

計量士

定期検査免除

適正計量管理事業所において計量士が管理

出荷

検定証

基準適合証印

自動はかりの場合...

- ① 検定実施主体に都道府県は含まれない
- ② 指定製造事業者制度なし  
※取引又は証明に使用するものには、すべて検定証印が付されることが必要。
- ③ 定期検査ではなく、出荷後も『検定』を定期的実施  
※計量士による代検査制度もなし。
- ④ 検定証印に有効期間あり  
※再検定時に新たな検定証印が付される。  
※適管の場合は有効期間が異なる。

3

合格

定期検査済証印



新たな  
検定証印

1

再検定

都道府県  
指定検定機関

不合格

検定証印  
除去

修理

製造事業者

使用者 (小売業者等)

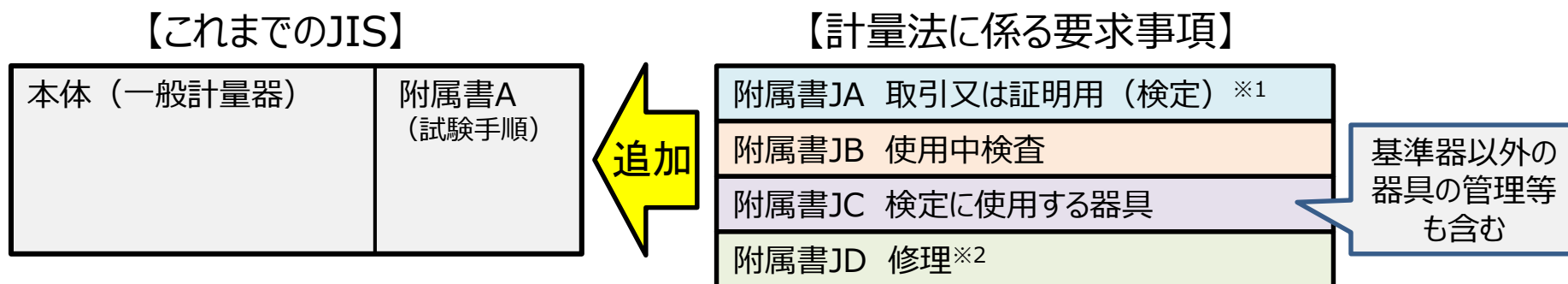
## 技術基準（検定方法等）はJISで規定する

### 【スケジュール】

- ・ 自動捕捉式はかり：平成30年8月20日 JIS改正公示 →省令引用済
- ・ その他の3器種：平成31年（2019年）以降順次JIS改正公示予定

### 【自動捕捉式はかりJISの構成】

計量法に基づく技術基準として引用するため、これまでのJIS(製品JIS)に、要求事項を附属書として追加。



※1 「すでに使用されている自動はかり」の技術基準は、「新たに使用する自動はかり」とは分けて規定し、これまで使用されていたことを踏まえた緩やかな要件とする。

※2 計量法で規定する「軽微な修理」及び「簡易修理」の分類については、附属書JDに修理の事例を規定。施行規則に引用済。





**ホッパースケールとは、**ホッパー形状の荷重受け部で、バルク（ばら荷）製品を分割計量し、再びバルクへ戻す自動はかりです。計量方式は、不定量計量方式、定量計量方式、総量計量方式などがあります。

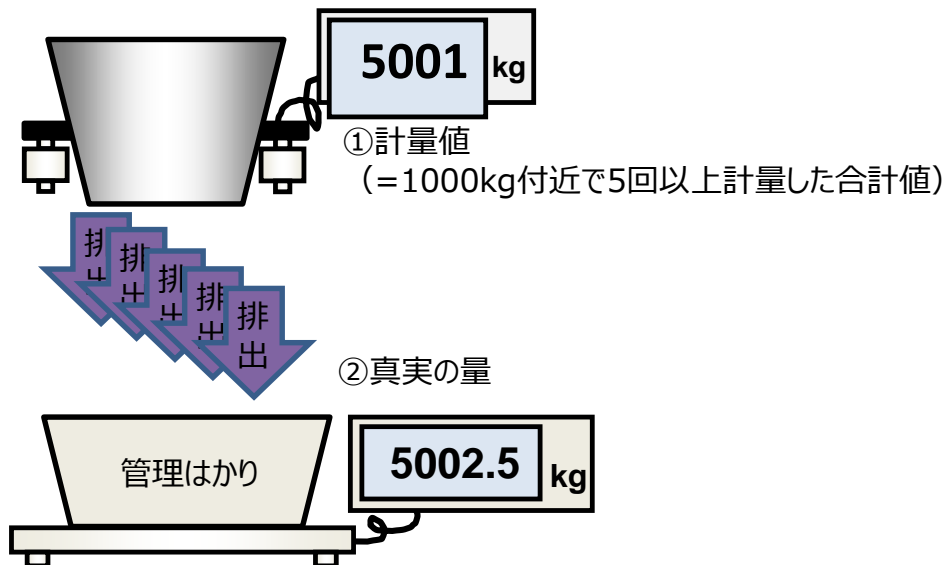
**器差検定の方法は、**ホッパースケールで自動計量した製品を管理はかり（別の非自動はかり、又は高分解能機能をもつホッパースケールはその静止計量モード）で再計量し、ホッパースケールの計量値と管理はかりの計量値（真実の量）との差の割合を器差として算出します。

例えば、不定量計量方式にあつては、ひょう量（1000kg）付近及び最小積算量付近の製品をそれぞれ5回以上積算計量し、管理はかりへ排出して再計量するか、排出前に都度静止計量モードで再計量することで器差を算出し、検定公差以内であることを確認します。



## 例 不定量計量方式

### ひょう量（1000kg）において器差検定を行う場合



$$\begin{aligned} \text{器差} &= \frac{\text{①計量値} - \text{②真実の量}}{\text{②真実の量}} \times 100 \% \\ &= \frac{5001 - 5002.5}{5002.5} \times 100 \% \\ &= -0.03 \% \end{aligned}$$

**検定公差** ※適用される検定公差は精度等級によります

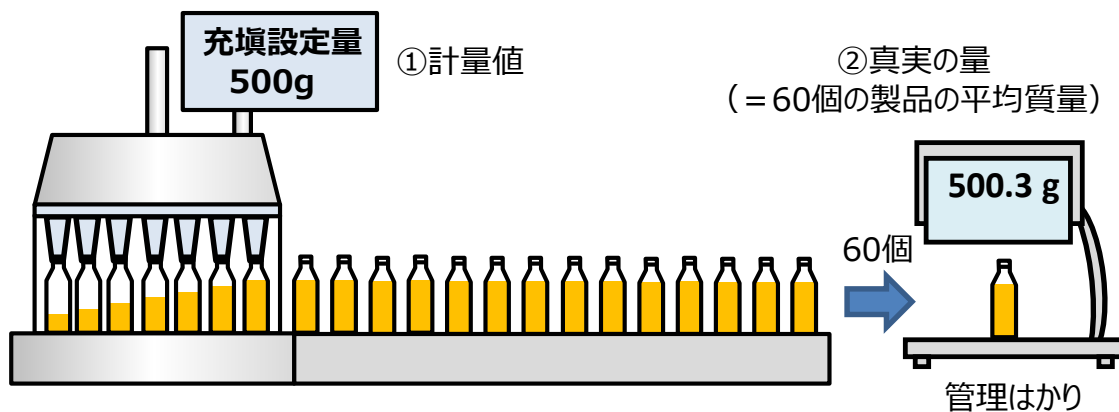
	新規はかり	既使用はかり
0.2級	0.1%	0.2%
0.5級	0.25%	0.5%
1級	0.5%	1%
2級	1%	2%

**充填用自動はかりとは、**自動計量によって、バルク（ばら荷）又は液体材料から、一定質量の製品を容器に充填することを意図した自動はかりです。

**器差検定の方法は、**充填用自動はかりで充填した製品を管理はかり（別の非自動はかり、又は高分解能機能をもつ充填用自動はかりはその静止計量モード）で再計量し、充填用自動はかりの充填設定量（計量値）と管理はかりの計量値（真実の量）との差を器差として算出します。  
計量個数は、充填設定量や充填ヘッド数などに応じて規定されています。



## 例 充填設定量を500gとして器差検定を行う場合



$$\begin{aligned} \text{器差} &= \text{①計量値} - \text{②真実の量} \\ &= 500\text{g} - 500.17\text{g} \\ &= -0.17\text{g} \end{aligned}$$

**検定公差** ※下表は、等級指定係数が1の場合です。

充填量	新規はかり・既使用はかり
50g以下	充填設定量の9%×0.25
50g超え 100g以下	4.5g×0.25
100g超え 200g以下	充填設定量の4.5%×0.25
...	...
300g超え 500g以下	充填設定量の3%×0.25 (例 充填設定量500gの場合は、 3.75g)
...	...
15kg超え	充填設定量の1%×0.25

**コンベヤスケールとは、**バルク（ばら荷）製品をベルトコンベヤで搬送しながらその質量を計量する自動はかりです。ベルトの張力を質量センサで計量し、ベルト速度との組み合わせで、積算質量を計量します。

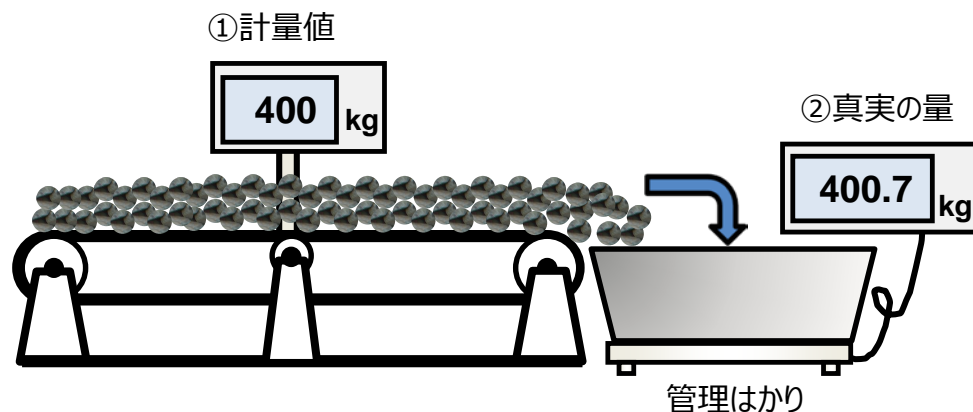
**器差検定の方法は、**コンベヤスケールで自動計量した製品を管理はかり（別の非自動はかり）で再計量し、コンベヤスケールの計量値と管理はかりの計量値（真実の量）との差の割合を器差として算出します。

具体的には、最小積算量相当のバルク製品を、最大供給流量と最小供給流量の間で供給量を変えて自動計量し、各供給流量におけるコンベヤスケールの計量値と管理はかりの計量値の差の割合を器差とし、検定公差以内であることを確認します。

既使用はかりについては、上記の試験が難しい場合に限り、テストチェーンによる器差検定も認められています。



## 例 バルク製品を自動計量して器差検定を行う場合



$$\begin{aligned}\text{器差} &= \frac{\text{①計量値} - \text{②真実の量}}{\text{②真実の量}} \times 100 \% \\ &= \frac{400 - 400.7}{400.7} \times 100 \% \\ &= -0.17 \%\end{aligned}$$

**検定公差** ※適用される検定公差は精度等級によります

	新規はかり	既使用はかり
0.2級	0.1%	0.2%
0.5級	0.25%	0.5%
1級	0.5%	1%
2級	1%	2%

## 3-4 自動はかりの検定実施に関するよくある質問と回答

### Q1. 全ての自動はかりが検定の対象となるのか。

A1. 自動はかりの使用者において、検定の対象となる4つの自動はかり（ホッパースケール・充填用自動はかり・自動捕捉式はかり・コンベヤスケール）に該当し、かつ当該自動はかりを取引又は証明に使用する場合は、検定の対象となる。

### Q2. なぜ自動はかりは定期検査ではなく検定を受検することが必要なのか

A2. 定期的に行うものを検定とするか定期検査とするかについては、自動はかりの検定・検査が全国的に継続的かつ遅滞なく行われる体制を担保する制度とするために、実施者の機関として一定の要件を設けることとすることにより、その実施者を指定検定機関（又は産業技術総合研究所）とし、定期的に行うこととしている。

### Q3. 所有している自動はかりが、検定の規制対象となる自動はかり4器種に該当するかはどう判別するのか。

A3. 原則、国際規格であるOIMLを基礎とした各種JISの定義に基づくこととなる。今後、製造事業者及び使用者等の実態も踏まえ、必要に応じて個別に判断をすることも予定。

## 3-4 自動はかりの検定実施に関するよくある質問と回答

**Q4. 指定検定機関の検定手数料はどうなるのか。高額となり負担増となるのでは。**

A4. 指定検定機関の検定手数料は、民間団体である指定検定機関が市場競争の中で個別に決定することとなる（認可制）。なお、産総研における検定手数料は、手数料令で規定されており（自動捕捉式はかり以外の3器種は今年度中に規定予定）、これが一定の参考になる。

**Q5. 自動はかりは、大型設備でラインに備え付けのものがほとんどであるため、器差不良による不合格の場合、その場で器差調整して再検査を受けて合格しないとライン全体が停止してしまう。**

A5. 既に使用されている自動はかりの構造検定の一部省略や従来のメンテナンスと連携した実施も含め、検定の受検に際して今後行う具体的な仕組みの整備とあわせて、検定での使用者への新たな負担を可能な限り軽減する取組を整備していく予定。

**Q6. 「すでに使用されている自動はかり」・「新たに使用する自動はかり」の「すでに」・「新たに」とは、どの日を基準としたものなのか。**

A6. 対象の自動はかりが、検定証印が付されていない状態で、下記の日付以前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用している場合は「すでに使用されている」自動はかりとなり、それ以外の場合は「新たに使用する」自動はかりとなる。

第一弾自動はかり（自動捕捉式はかり）：令和4年（2022年）3月31日

第二弾自動はかり（ホップスケール等の3器種）：令和5年（2023年）3月31日

### 3-4 自動はかりの検定実施に関するよくある質問と回答

**Q7.適正計量管理事業所の指定を廃止した場合の自動はかりの有効期間の取扱いについて、検定から2年を経過していた場合には、適管の廃止届の提出と同時に自動はかりの検定の有効期間が超過しているとの扱いとなるのか。**

A7. 適正計量管理事業所の廃止と同時に自動はかりの有効期間は2年となるため、前回検定証印を付した日の翌年度4月1日から起算して2年を経過している場合には、適管を廃止した日以降が有効期間超過となる。この場合、当該自動はかりを取引又は証明に使用すると法第16条違反となるため、引き続き当該自動はかりを取引又は証明に使用する場合には、検定を受検し、合格する必要がある。

**Q8.適正計量管理事業所において、自動はかりを管理対象とした場合の自主検査（施行規則第75条第2項第2号）の開始時期はいつからが適切か。**

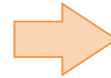
A8.自動はかりを所有する適正計量管理事業所においては、施行規則で定める日（自動捕捉式はかりの場合は令和7年（2025年）3月31日。自動捕捉式はかり以外の自動はかりの場合は令和8年（2026年）3月31日。）までに、自動はかりの特定計量器の追加に伴う適正計量管理事業所の変更届を提出する必要がある。その変更届を提出した日以降、自主検査が必要となる。

# 3-5 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加

## ①器差検定を中心に行う指定検定機関の指定申請が可能に

### 現行指定条件

- ・器差検定 ・構造検定
- ・型式承認の試験
- ・指定製造事業者の品質管理の調査  
(・変成器付電気計器検査)



### 新設

器差検定

構造検定

⇒器差検定を中心に行う  
指定検定機関を指定へ

(一部の構造検定は行うものとする)

## ○指定区分

- ・非自動はかり ・自動はかり (下記4器種)
- ・燃料油メーター(※)

※自動車の燃料タンク等に燃料油を充填するための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するものに限る

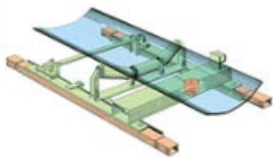
自動捕捉式  
はかり



ホッパー  
スケール



コンベヤ  
スケール



充填用  
自動はかり



### <固有の要件>

- ・一般計量士3名以上含む6名以上で要件を満たす者が検定を実施
- ・日本全国で検定業務を行うことが原則だが、地域ブロックでの指定が可能など



### 3-5 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加

#### 『器差検定を中心に行う』とは（例：非自動はかりの場合）

器差検定を中心に行う指定検定機関において行うことができる試験

○器差検定

○構造検定(一部)

・個々に定める性能の技術上の基準に係る試験      ・表記の確認      等

（正味量   風袋計量装置   繰り返し性   偏置荷重  
感じ   零点設定装置の精度   風袋引き装置の精度）

#### 現行所有設備要件

・基準分銅  
・基準はかり

・恒温恒湿装置  
・静電気放電試験装置  
・瞬時停電検査装置  
・電源ノイズ特性試験装置  
・電磁波障害試験装置

器差検定を中心に行う  
指定検定機関が所有しなければ  
ならない設備は  
・**基準分銅** のみ

構造検定（一部を除く）を  
行うための専用装置は不要



## 3-5 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加

### ②指定検定機関の中立性・独立性を担保する基準を明確化

現行の指定基準では、中立性・独立性を担保する基準として、「指定検定機関と検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと」としているが、今回の改正により、その基準を詳細に規定

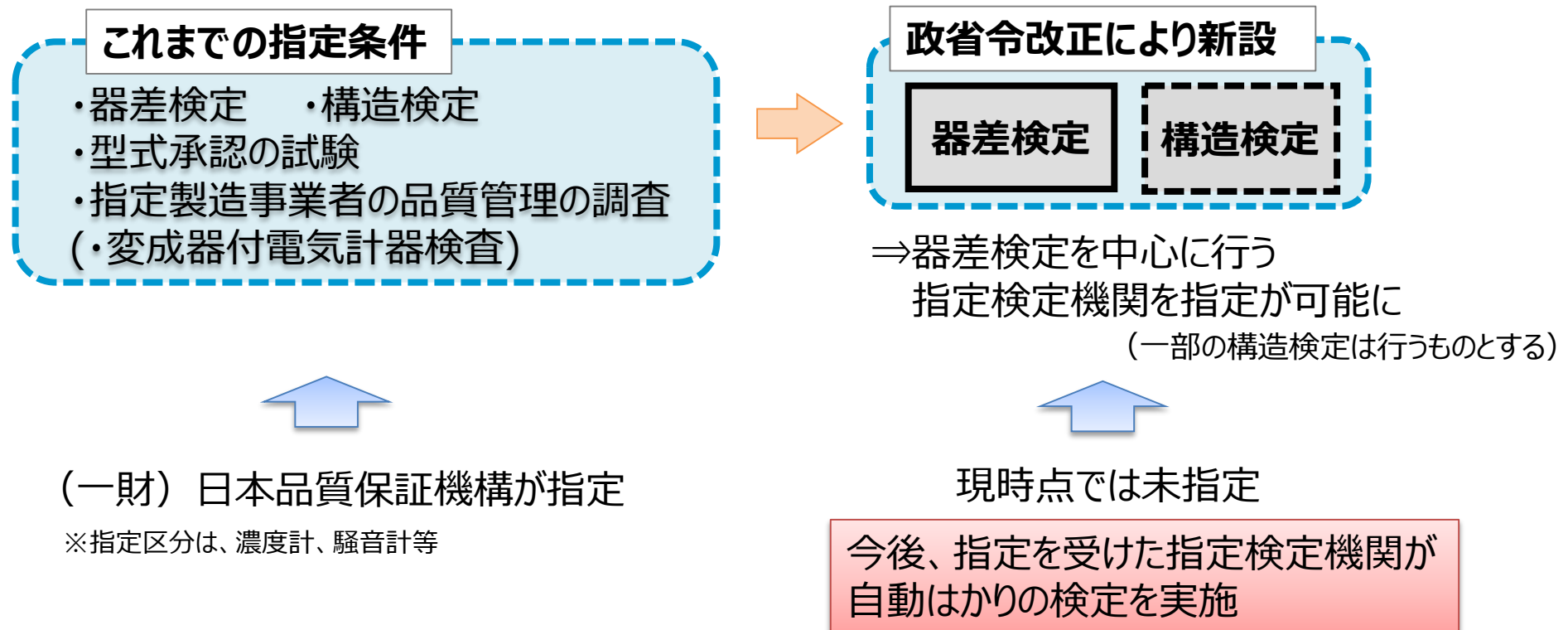
- ①検定を受ける者が、指定検定機関の親法人でないこと
- ②指定検定機関の役員に占める、  
検定を受ける者の役員・職員の割合が2分の1を超えないこと
- ③指定検定機関の代表が、検定を受ける者の役員・職員でないこと
- ④検定実施部門が部門として独立していること
- ⑤検定実施部門の役員・職員が、検定に影響を与える  
他部門の役員・職員を兼ねないこと

▶▶ **制度の信頼性を担保した上で指定検定機関への民間参入を促進**

## (参考) 指定検定機関制度

- 指定検定機関は、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所と並び、特定計量器の検定を行う機関。
- 経済産業大臣から指定を受けてその業務を行うもの。

○器差検定を中心に行う指定検定機関の指定申請が可能に（平成29年政省令改正）



※指定を受けた指定検定機関の名称等は、順次、経済産業省のWEBページなどに掲載予定。

# **(参考1) 自動はかりの製造事業者の考え方**

# 自動はかりの製造事業者の考え方

## 1. 製造の基本的な考え方

「特定計量器の製造」とは、「製品としての特定計量器を完成させる行為」であり、自動はかりの製造事業者とは、「自動はかり」に合致する計量器を製造する事業者である。

### 例：自動重量選別機の場合

当該選別機が計量器として有する機能（ある物体の有する物象の状態の量を確定するために必要な機能（＝検出部、表示部、接続部など）に加え、当該機能を用いて適正な計量値を得るために必要となる機構を一の機械、器具又は装置として構成するものとして製品を完成させる行為を指す。

### 【自動はかりとは】

物体に作用する重力を利用して質量を計量する計量器(はかり)であって、

- ・計量器の表示が質量であり、
- ・計量結果を得るのに、人間の関与(\*)を必要としないもの。

(\*)ゼロ点や計量結果の確認など、計量結果への積極的な関与を指す。計量値を意識しない単なる載せ降ろしは含まれない。

## 製造事業者該当する場合の例

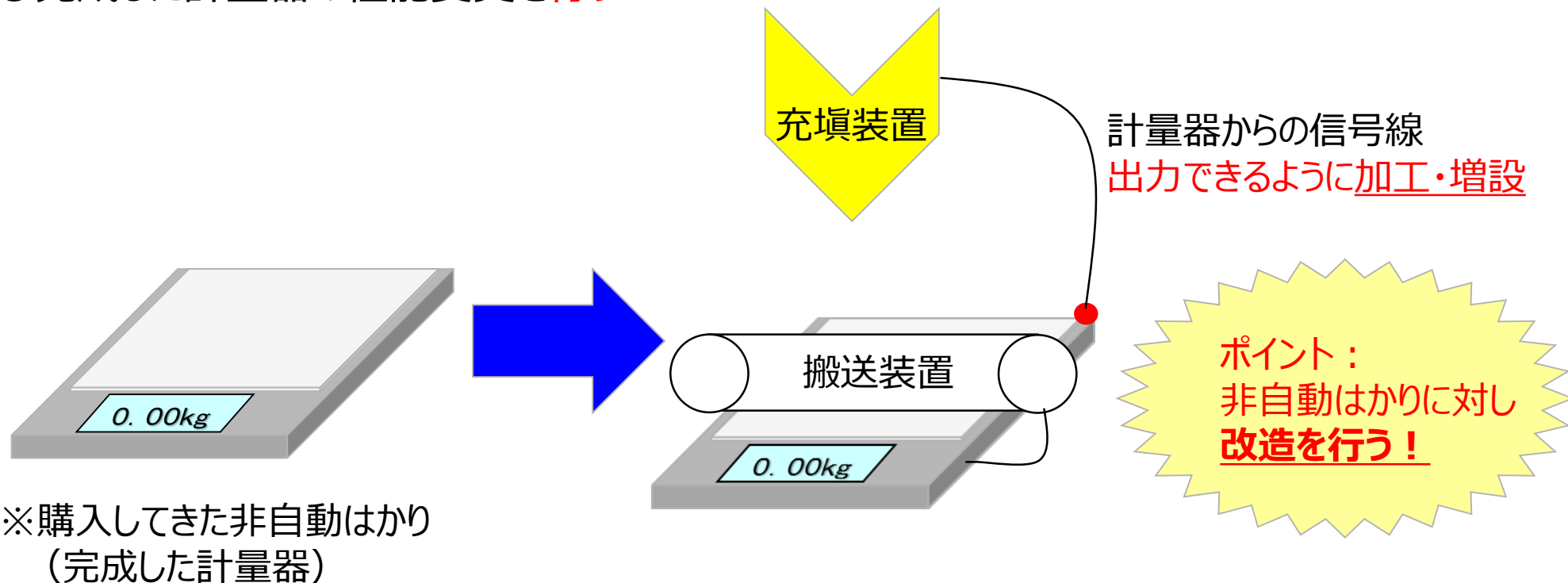
以下のような場合は、計量法上の製造事業者該当します

- (1) 自社で製造したロードセルなど、はかりのセンサー部分等を組み立てて、製品（自動はかり）を完成させる場合
- (2) ロードセルなど、はかりのセンサー部分を外部から購入してきて、製品（自動はかり）を製造しているケース。  
プラントメーカー等が、コンベヤスケールの計量ユニットをはかりメーカーから購入して、完成品のコンベヤスケールに仕上げるケースもこれに含まれる。
- (3) 外部から購入してきたはかり(はかりの種類を問わない。検定品の非自動はかりを含む)に、表示機構、計量性能に影響を与える部分などに改造を行い、新たな製品（自動はかり）としている事業者。

# 製造事業者に該当する例①

- 完成した計量器を使う場合（製造事業の届出が**必要**）

○ 完成した計量器の性能変更を**行う**



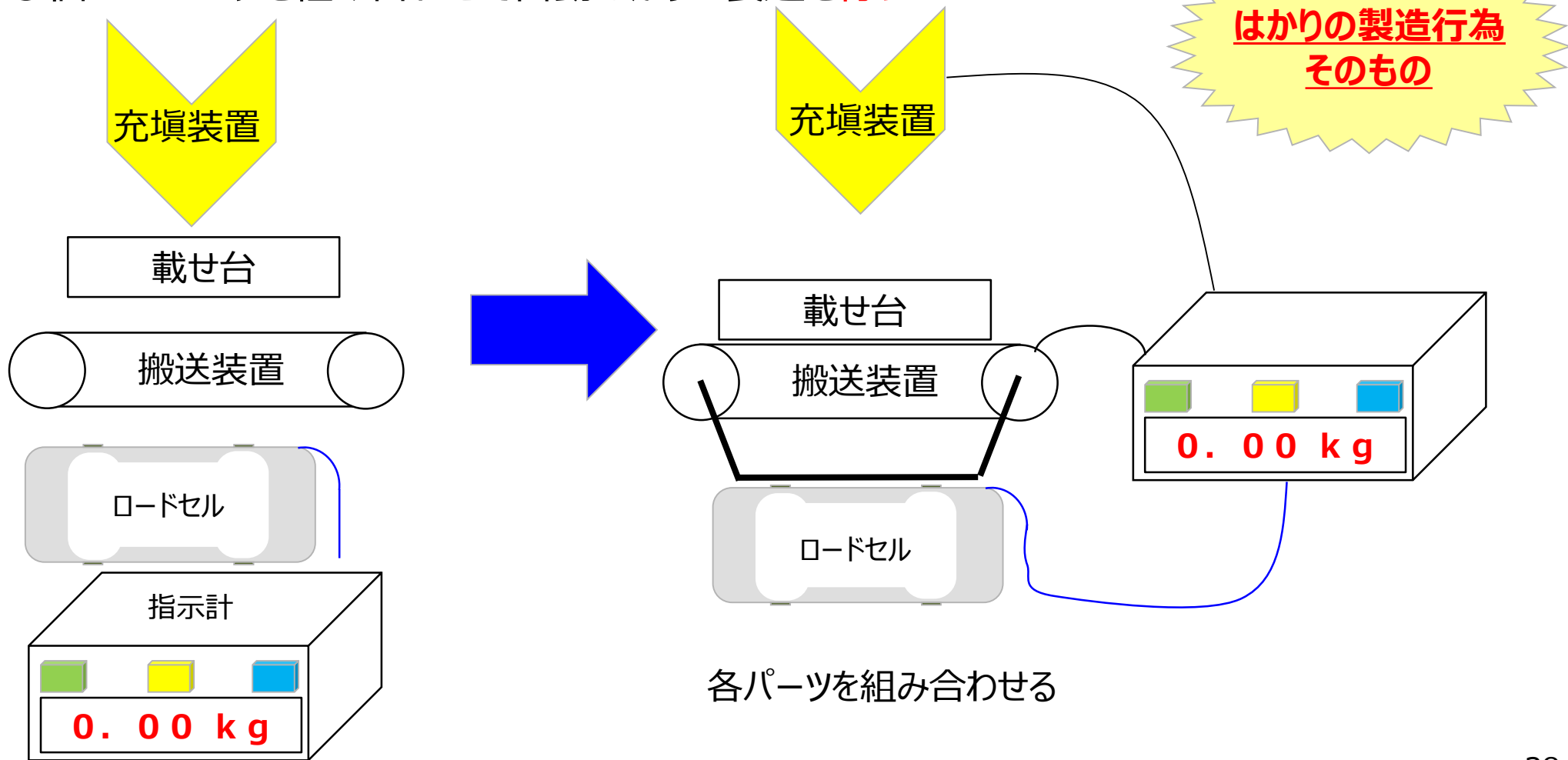
※購入してきた非自動はかり  
(完成した計量器)

搬送装置と充填装置を組み合わせる

## 製造事業者に該当する例②

- パーツを組み合わせる場合（製造事業の届出が**必要**）

○個々のパーツを組み合わせて自動はかりの製造を行う

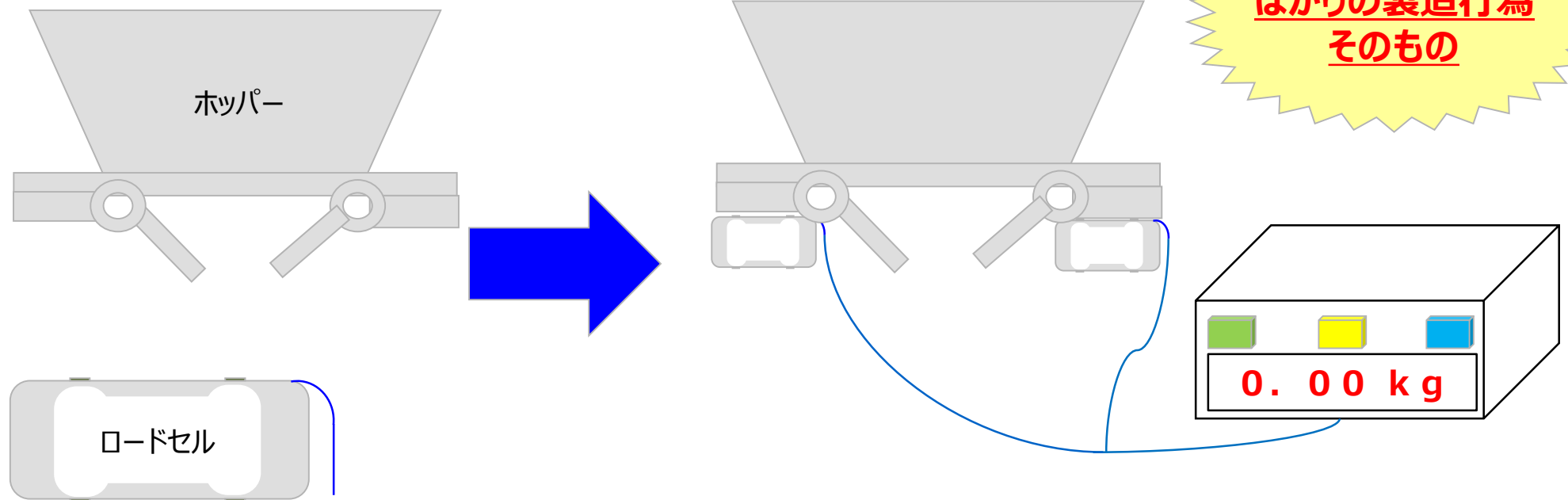


## 製造事業者に該当する例③

- パーツを組み合わせて現地設置する場合（製造事業の届出が**必要**）

○ホッパーとロードセルを組み合わせてホッパースケールを設置する

→ 施工のみを行う業者ではなく、**設置の受注や設計をした者が製造事業者**



※コンベヤスケールについても同様



## 製造事業者該当しない場合の例

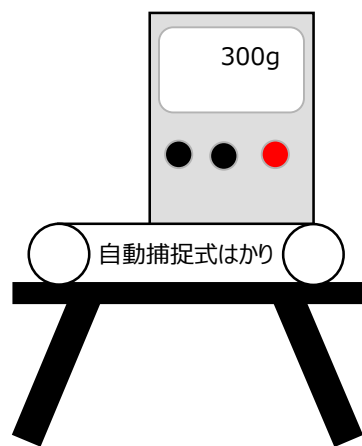
以下のような場合は、計量法上の製造事業者には該当しません

- (1) 外部から購入してきた自動はかりに、計量性能に影響を及ぼすような改造を一切行わず、計量性能に影響を及ぼすことの無い付加機能を追加している事業者。  
例：自動捕捉式はかりを購入し、計量性能に影響を与えない部分にX線検査装置や金属探知機などの付加機能を付与するケース。  
※ただし、自動はかり製造事業者の銘板を除去し、新たに自社の銘板を付与する場合は、製造事業者とみなされることになるので留意すること。
- (2) 自動はかりとして完成させることがなく、中間製品や部品等を製造するのみである事業者
- (3) 製造事業者等から単に設置場所において自動はかりの設置や組み立てを行うことを請け負った（委託含む）事業者

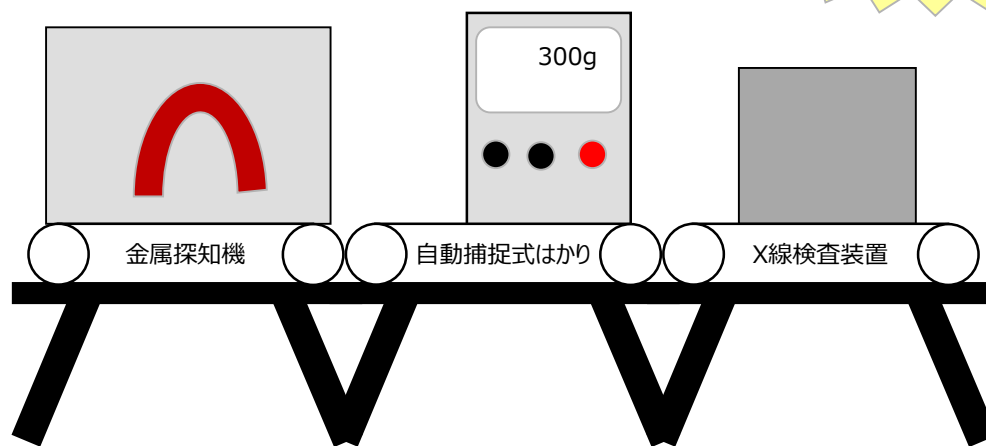
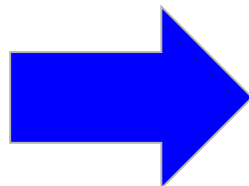
# 製造事業者には該当しない例①

- 完成した計量器を使う場合（製造事業の届出が**不要**）

○完成した計量器の性能変更を**行わない**



完成品の自動はかり



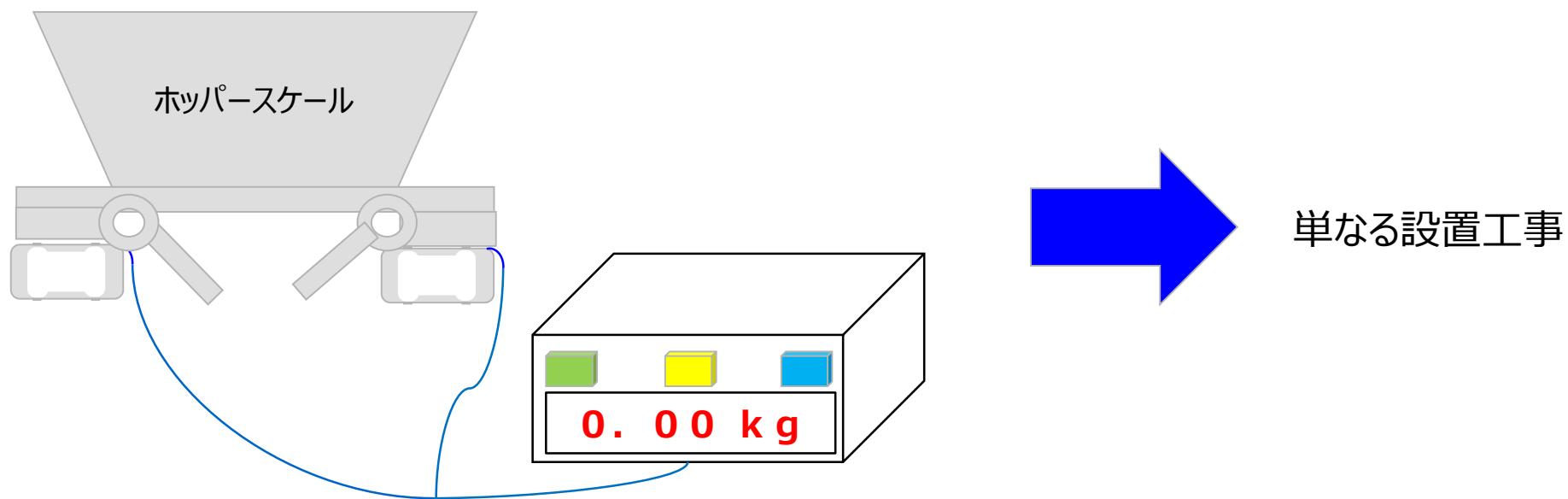
計量性能に影響を与えない形で  
付加機能を追加  
※はかりの銘板を貼り替えないこと

ポイント：  
自動はかりに対し  
改造を行わない！

## 製造事業者には該当しない例②

- 完成品の自動はかりを単に現地設置する場合（製造事業の届出が**不要**）

○製造事業者が製造した完成品の自動はかりについて、  
依頼(請負)を受けて、現地で**単なる設置工事のみ**施工する場合

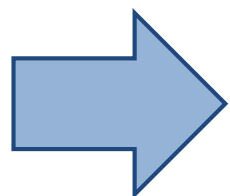


※完成品の自動はかりを製造する者は当然に**届出が必要**

# 自動はかりの製造事業の届出区分

名称	ホッパースケール	充填用自動はかり	コンベヤスケール	自動捕捉式はかり
主な計量対象	穀物類、配合飼料等	食品、粉体、飼料、薬品等 (小容量)	鉱物類、穀物類、飼料等	加工食品、飲料、薬品等
特徴	各種原料等をホッパーに流入している状態で質量を計量し、一定量（設定値）に達すると、ホッパーから下流へ排出	各種原材料及び製品を、一定の質量に分割して袋、缶、箱などの容器に充填（ランダムな質量を取捨選択して目的の質量にするタイプもある）	ベルトコンベヤで連続輸送される原料及び製品の受渡しの際に計量	箱、袋、缶などの形態で計量を行う。欠品等の判別や異物混入を選別する機能も備えている
具体例				

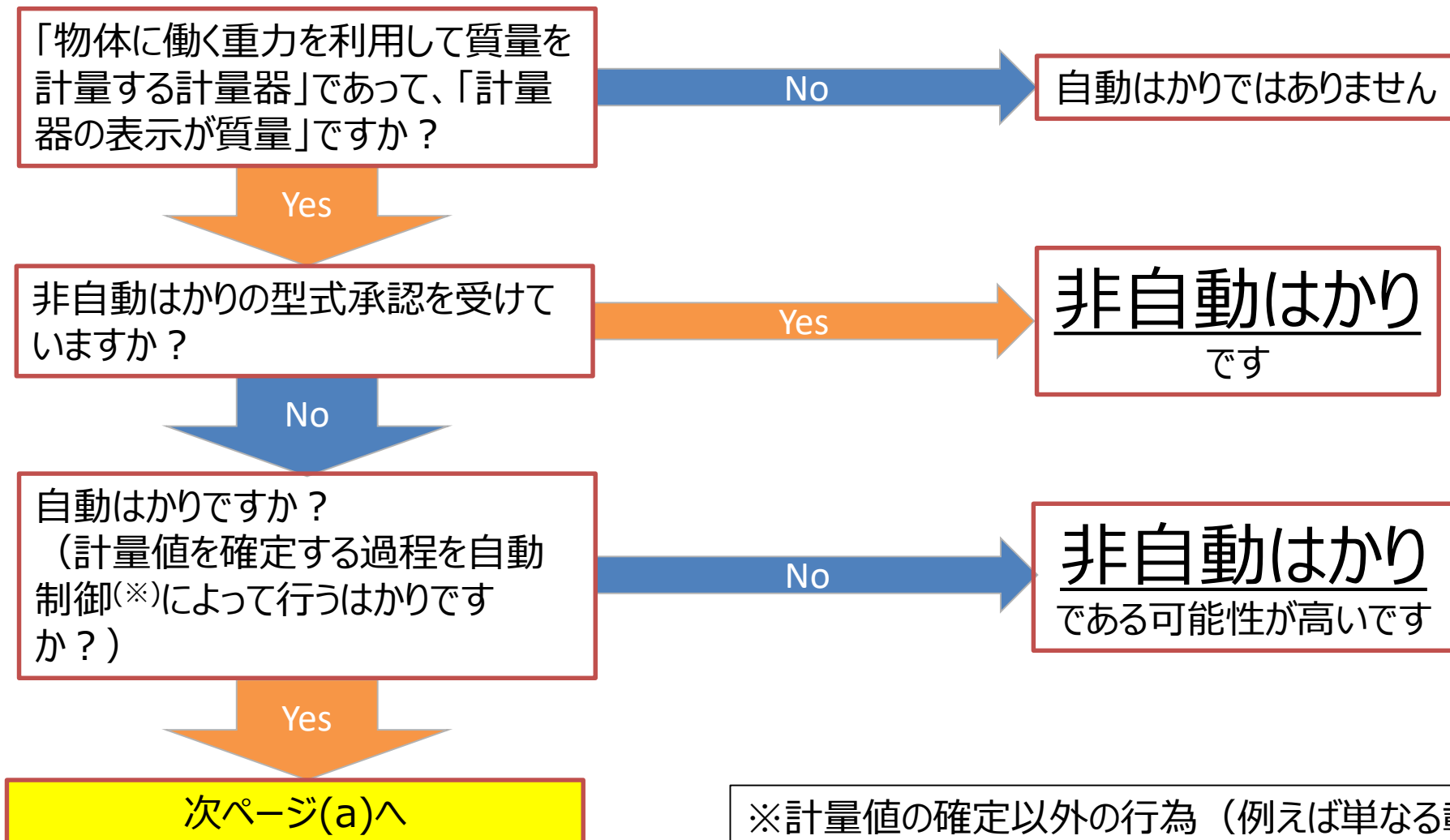
※この4器種以外の「自動はかり」の定義に合致する製品を製造している場合にも、「その他の自動はかり」の製造事業者として届出が必要



どの区分について届出を出せば良いのか？

# 4器種簡易判別フローチャート ①

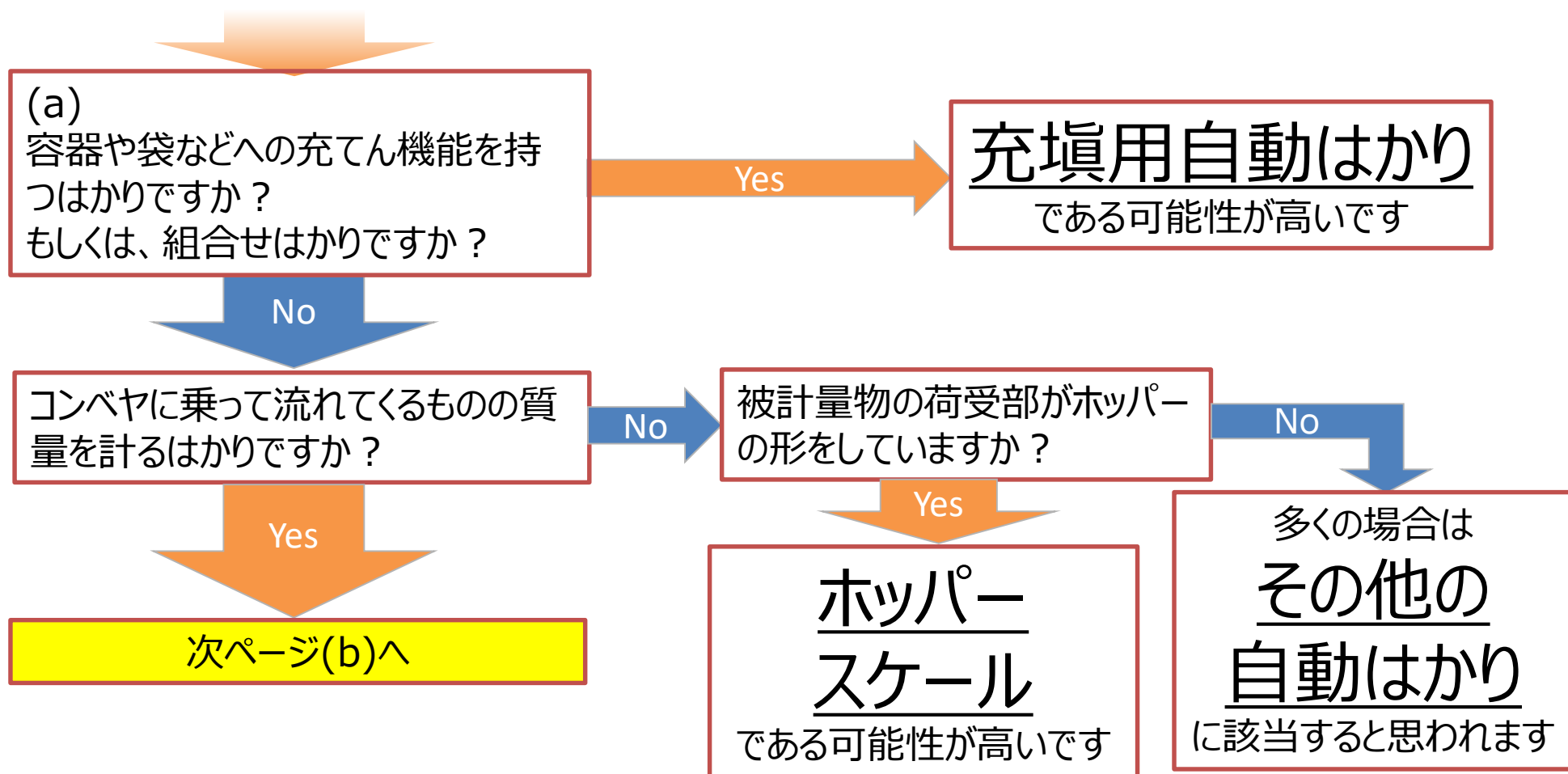
※必ずしもこの判断通りになるとは限らず、個別判断が必要なケースもあることに留意。



※計量値の確定以外の行為（例えば単なる載せ降ろし等）は含まれない。

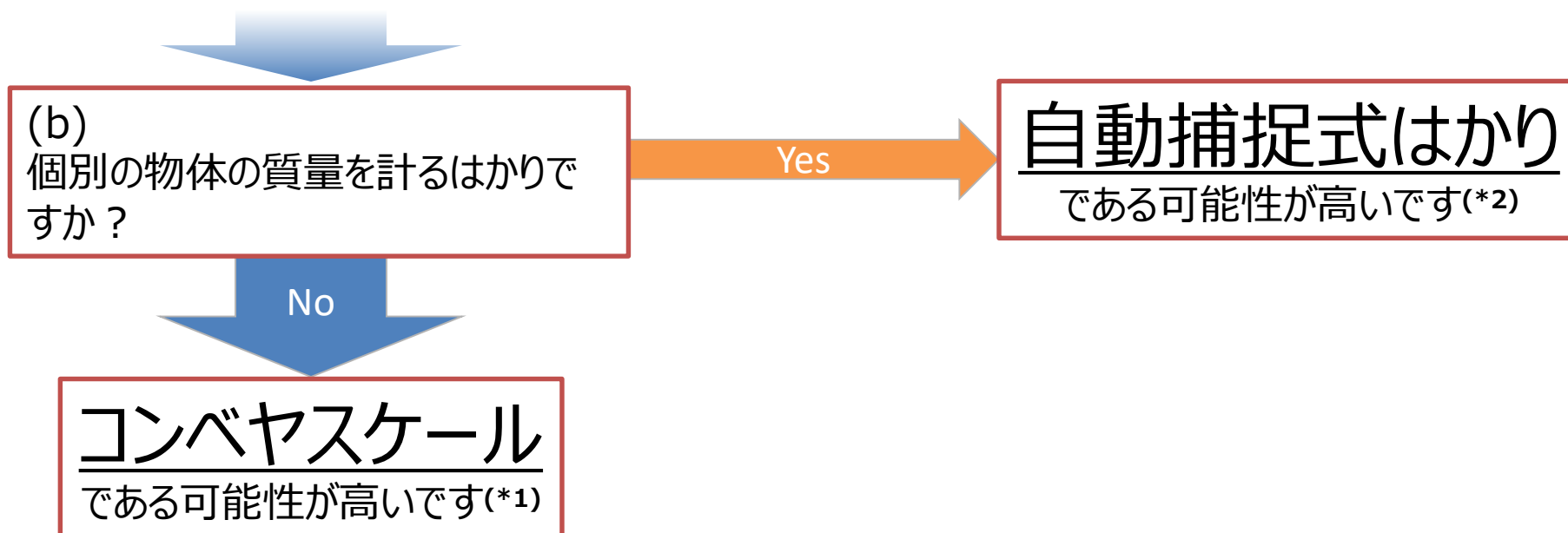
## 4器種簡易判別フローチャート ②

※必ずしもこの判断通りになるとは限らず、個別判断が必要なケースもあることに留意。



## 4器種簡易判別フローチャート ③

※必ずしもこの判断通りになるとは限らず、個別判断が必要なケースもあることに留意。



注：

(\*1) ベルトコンベヤ以外のコンベヤ（ローラー式、チェーン式など）が使われている場合は、コンベヤスケールに該当せず、「その他の自動はかり」に該当します。

(\*2) 自動捕捉式はかりは、①自動重量選別機、②質量ラベル貼付機、③計量値付け機、のいずれかが該当します。

## (参考2) 取引・証明について

※主として自動はかりの使用者の方向けに、「取引」／「証明」の考え方に関する理解を深めていただくために、一般的な考え方を示したものです。



## 参考 1. 「取引」/「証明」とは

検定対象 4 器種に該当する自動はかりを  
**取引又は証明** に使用する場合は検定を受検する必要があります。

### 計量法第2条第2項

**取引**：有償であると無償であるを問わず、物又は役務の給付  
を目的とする業務上の行為

**証明**：公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること

(参考) 計量法関係法令の解釈運用等について (平成29年3月)

1 「取引」「証明」等の定義の解釈について

(1) 「取引」とは

有償、無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為。

(2) 「証明」とは

公的機関自らが行い、若しくは公的機関に対して、公に又は業務上 (反復継続的に) 他人 (証明を行う者以外の者) に対して計量されるものが一定の物象の状態の量を有するという事実 (特定の数値までを含むことを要するものではなく、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる。) について真実であるということを表明すること。参考値を示すなど、単なる事実の表明は含まれない。

## 参考2. 取引又は証明のための計量に該当／非該当事例（一般例）

	該当する場合	該当しない場合
取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食肉販売に際しての質量の計量</li> <li>・ガソリン販売に際しての体積の計量</li> <li>・タクシーの料金算出に際しての距離の計量</li> <li>・農家が庭先で農産物を販売する際の質量の計量</li> <li>・服地販売に際しての長さの計量</li> <li>・倉庫に物品を保管する際の保管料算定のための長さ及び体積の計量</li> <li>・宅配便等小包料金算定の際の質量及び長さの計量</li> <li>・委託加工賃を物品の質量によって決定する際の質量の計量</li> <li>・店舗の賃貸料を決定する際の面積の計量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造事業者が生産工程において内部的に行う各種の計量（材料の調合、長さのチェック等）</li> <li>・家庭内での計量（日曜大工で棚を作る際に板の長さを計量、お菓子づくりの際の小麦粉の質量の計量等）</li> <li>・友人間等での単発の物品のやりとりの際に行う計量（業務上とは認めがたいもの）</li> <li>・たまたま隣人に米を分ける際に行う計量</li> </ul>
証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体が一般に公表するために行う濃度等の計量</li> <li>・国税庁が行う酒税賦課のためのアルコール濃度の計量</li> <li>・土地の登記に際して行う面積の計量</li> <li>・工場等が行政機関に報告するために行う排水量の計量</li> <li>・病院や学校において行われる体重測定の結果が、健康診断票に示され通知、報告等される場合の体重の計量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客に体重を計ってもらうために店頭で設置されたはかりを使用する際の体重の計量（単なる自己の健康管理用）</li> <li>・研究所等が内部的に行う各種の計量</li> </ul>

## 参考3. 自動はかりの取引又は証明の該当しない事例

### 該当しない場合

#### ・商品の製造工程管理に係る計量その他内部的な行為であって、業務上その結果が他人に表明されない計量

例えば、原材料の配合量を商品等に表示しない場合であって、取引先との契約の要件にも該当しない場合における、商品等の製造工程上の計量。

#### ・社内におけるデータ蓄積を目的として行われる計量

例えば、社内の生産管理等に使用するために、質量結果をデータとして蓄積し、個々のデータを対外的に公表しない場合の計量。

#### ・商品等の取引に用いる際に行われる計量の前段階に目安として行う計量

例えば、工場内で包装商品を製造する過程で、包装商品の最終的な計量を行う前段階で、おおよその目安としての計量を行っている場合。



**上記のような場合に使われる自動はかりは  
検定の対象ではありません。**

## 参考 4 . 取引・証明に関する Q & A

Q 1 : 自動はかりで計量の後、非自動はかりでサンプル検査をしている場合、当該自動はかりによる計量は取引又は証明のための計量に該当するのか？

A 1 :

非自動はかりでの確認がサンプル検査であり、個々の商品等の一部しか確認しない場合、自動はかりでの計量は、取引又は証明のための計量に該当する。

Q 2 : 商品等の売手と買手の双方がともに計量を行っている場合、取引又は証明のための計量に該当するのは、売手と買手のどちらによる計量が該当するのか？

A 2 :

個々の取引形態や契約によるが、一般的には、売手と買手のうち計量結果における最終的な責任を負っている方が、取引又は証明のための計量を行った者となる。

Q 3 : 親会社と子会社間の取引や同一法人内の支店同士の取引に使用するための計量は、取引又は証明のための計量に該当するのか？

A 3 :

親会社と子会社間の取引は、一般的には、内部管理にあたりと考えられないため、取引又は証明に該当する。

同一法人内の取引については、一般的には、内部管理にあたりと考えられるため、取引又は証明に該当しない。

## 参考 4 . 取引・証明に関する Q & A

Q 4 : 自動はかりで計量後、非自動はかりで 1 個ずつ全数確認している場合、当該自動はかりによる計量は取引又は証明のための計量に該当するのか？

A 4 :

全ての商品について、非自動はかりで計量を行い、その計量結果を取引又は証明に使用している場合には、一般的には、非自動はかりによる計量が取引又は証明に該当する。

Q 5 : 自動はかりによる計量は、商品の過重、軽量品の選別にのみ使用している場合、当該自動はかりによる計量は取引又は証明のための計量に該当するのか？

A 5 :

当該自動はかりの前後の工程で使用されている自動はかりが、取引又は証明に使用されているのであれば、過重、軽量品の選別にのみ使用している当該自動はかりは、一般的には、取引又は証明のための計量に該当しない。

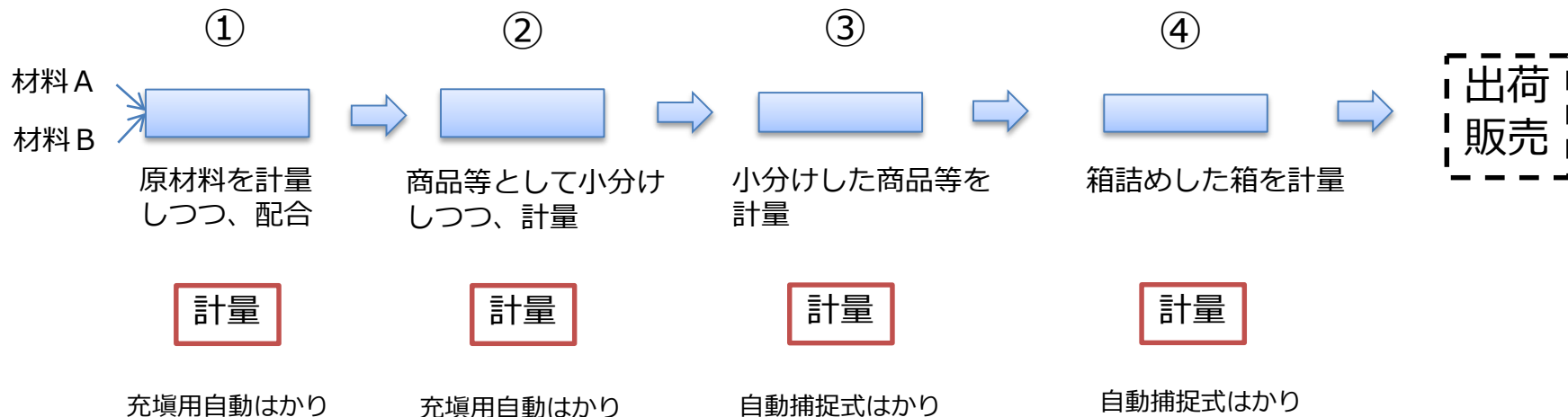
Q 6 : 複数の段階で計量を行っている場合、どの段階での計量が取引又は証明のための計量に該当するのか？

A 6 :

どの段階での計量が取引又は証明に該当するかは、個々の商品や契約の要件等により異なるものと考えます。次ページに基本的な考え方を示しますので、判断の参考にして下さい。

## (参考) Q6の基本的な考え方

例：スナック菓子（1袋（内容量100g））を同一工場内で製造、販売する場合における計量を想定した場合の考え方。



上記の工程で商品を製造・販売している場合、一般的には③の段階における自動捕捉式はかりにおける計量結果が取引又は証明に使用されていると考えられるが、①～④における計量が取引又は証明に該当するかどうかの一般的な考え方は、下記のとおり。

①一般的には、該当しない。

※工程管理に係る計量その他内部的な行為であって業務上その結果が他人に表明されない計量は含まれない。

②該当する場合 = ②の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

該当しない場合 = ③以降の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

③該当する場合 = ③の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

該当しない場合 = ②又は④の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

※②、③の段階において、同一の商品を全数計量し、その計量結果を取引又は証明に使用している場合は、②又は③のいずれかの自動はかりについて検定を受検し、合格すれば良い。

④該当する場合 = ④の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

該当しない場合 = ②または③の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合や④の計量結果を取引又は証明に使用していない場合

## 参考 4 . 取引・証明に関する Q & A

Q 7 : 最終商品を個数や枚数で取引をしているが、製造工程の内部管理用の確認用途（原材料の計量、製品の過不足確認、社内規格との適合確認など）として、質量を計っている場合、当該質量を計量する自動はかりは、取引又は証明のための計量に該当するのか？

A 7 :

一般的には取引又は証明に使用されていないと考えられるが、当該自動はかりによる計量の結果が契約の要件になっている場合は、該当する場合がある。

# 配布資料について

※計量制度見直しの最新情報・関連資料等については、経済産業省の計量行政ホームページに掲載しております。ぜひ御参照いただけますようお願いいたします。

<経済産業省 計量行政ホームページ>

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno\\_infra/keiryougousei.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/keiryougousei.html)